



# トップアンドコア通信

【平成 29 年 2 月 28 日号】

政府の働き方改革実現会議では、労働時間の上限設定について議論が進められており、連日、ニュースで取り上げられています。現状、指針で示されている上限時間を法律に明記すること、年間の時間外労働時間を 720 時間とすることについては、基本的な方向性として定まってきたように思います。経営者側と労働者側で意見が対立しているのが、特定の月における上限時間数です。100 時間だったり、80 時間だったり、過労死の判定基準を考慮した数字が報道されています。これまでも、36 協定の特別条項を適用するには「6 回/年（1 ヶ月の上限時間を定めたとき）」という基準があり、会社は一人一人の労働者について回数を把握しておく必要がありました。また、建設業や運転業務従事者に対しては、上限時間の適用除外とされているところ、この点にも議論は及んでおり、適用除外が撤廃される可能性もあります。具体的な法改正までは、まだまだ時間がかかりそうですが、企業にとっては人件費や業務遂行に大きな影響が出る内容だけに、議論の行方から目が離せません。

## ●年金受給資格期間短縮（25 年→10 年）への対応（平成 29 年 8 月～）

年金強化法により、**年金を受け取るために必要な期間（保険料納付済等期間）を 25 年から 10 年**とする改正が決定していました。この改正案の施行日が平成 29 年 8 月 1 日となり、新たに年金の受給要件を満たした対象者への対応が発表されています。

既に 65 歳以上で保険料納付済等期間が 10 年以上の方→平成 29 年 2 月～7 月に年金請求書を郵送

※受給開始は、最も早く平成 29 年 10 月（9 月分）

初めて受給権が発生する対象者は 64 万人と予定されており、障害・遺族年金の受給者で老齢基礎年金等の受給可能性がある対象者にも年金請求書が送付されます。

## ●労働時間の適正な把握のための使用者向けガイドラインのリーフレット公表

平成 29 年 1 月 20 日に策定された「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」について、厚生労働省のホームページに分かりやすいリーフレットが公表されています。

ガイドラインの内容をポイントごとにまとめており、理解しやすい記載となっています。

### 1. 始業・終業時刻の確認・記録

使用者は、労働時間を適正に把握するため、労働者の**労働日ごとの始業・終業時刻**を確認し、これを記録すること。

### 2. 始業・終業時刻の確認及び記録の原則的な方法

ア) **使用者が自ら現認**することにより確認し、適正に記録すること

イ) タイムカード、ICカード、パソコンの使用時間の記録等の**客観的な記録**を基礎として確認し、適正に記録すること

### 3. 自己申告制により始業・終業時刻の確認及び記録を行う場合の措置

- ・自己申告制の対象となる労働者に対して、**十分な説明**を行うこと
- ・自己申告により把握した労働時間が実際の労働時間と合致しているか否かの**実態調査**を実施し、所要の**労働時間の補正**をすること
- ・使用者は、労働者が自己申告できる時間外労働時間数に上限を設け、上限を超える申告を認めない等、労働者による**適正な申告を阻害する措置を講じてはならない**こと

#### 4. 賃金台帳の適正な調製

使用者は、労働者ごとに労働日数、労働時間数、休日労働時間数、時間外労働時間数、深夜労働時間数といった事項を**適正に記入**しなければならない。記入していない場合は、労働基準法により30万円以下の罰金に処されること

#### 5. 労働時間の記録に関する書類の保存

使用者は、出勤簿やタイムカード等の労働時間の記録に関する書類について、**3年間保存**しなければならないこと

#### ● 労災認定された傷病等について、健康保険証を利用していた場合の費用返還（平成29年2月1日～）

業務上の災害（通勤災害も同様）であるにも関わらず、健康保険証を提示して3割負担をしている例が多くあります。労災保険の請求書を労基署に提出して労災と認められた場合、**健康保険で支払った費用を労災保険の費用に切替える**必要があります。被災労働者が一時的に7割分を立替えるフローとなっていました。労働者にとって7割分の立替えは負担が大きいため、切替え手続きについて、新たな通達が発出されました。

労働基準監督署と健康保険の保険者がやり取りをすることに関し、同意書および委任状を提出することで、被災労働者を介することなく、**労基署から直接保険者に振り込む手続きが可能**となりました。

#### ● 平成29年度の協会けんぽの保険料率が決定（平成29年3月分～）

毎年3月分から見直される協会けんぽの健康保険料率について、都道府県ごとの料率が決定しました。**3月（4月納付）分**から**新しい保険料率**となりますので、標準報酬月額表を確認し、給与ソフト等の変更を忘れないようご注意ください。なお、介護保険料率は1.58%→1.65%へ引き上げとなります。

雇用保険料率についても、労働者負担・事業主負担ともに1/1,000ずつ引き下げる法律案が国会に提出されています。成立した場合は、**平成29年4月分より変更**となります。

#### ● 65歳超雇用推進助成金の新設（平成28年10月～）

高齢者の安定した雇用確保のために新設された助成金です。すでに60歳以上の従業員がいる企業で、かつ、65歳までの雇用継続を義務づけた高齢雇用安定法の定めを上回る雇用を考えている場合にお奨めです。事前の計画届提出がなく、実施後の支給申請のみであるため、取り組みやすい助成金といえます。

##### 【助成金の対象となる措置】

- (1) 65歳以上への定年の引き上げ
- (2) 定年の定め廃止
- (3) 希望者全員を対象とする66歳以上の継続雇用制度の導入

##### 【支給額】

- (1) 100万円
- (2) 120万円
- (3) 66～69歳以上の制度：60万円、70歳以上の制度：80万円

##### 【主な支給要件】

- ① 1年以上継続して雇用されている60歳以上の雇用保険被保険者が1人以上いること
- ② 助成金の対象となる制度を規定した際、経費を要していること

※経費の支出先が、社会保険労務士など当該業務を実施することが適切であると判断される者に限る

#### 社会保険労務士法人トップアンドコア

【本社】東京都新宿区西新宿 1-25-1 新宿センタービル 46階

TEL:03-3349-8370

【大阪支店】大阪府大阪市北区大深町 3-1 グランフロント大阪タワー B14階

TEL:06-6371-5408

【名古屋支店】愛知県名古屋市中村区名駅 1-1-1 JPタワー名古屋 7階

TEL:052-589-8753

